

第30回千葉市視覚障害者福祉大会決議

令和4年10月28日

- 1 障害者差別解消法が施行されて6年余り、各鉄道会社による駅構内における声かけ運動が高まっている。視覚障害者が安全に外出できるよう、福祉教育等を通じて市民による声かけ運動を推進すると共に、危険な自転車走行や歩きスマホの取り締まりに一層取り組んでいただきたい。
- 2 昨年成立した改正障害者差別解消法により、合理的配慮の提供が民間事業者に対しても3年以内に法的義務化されることとなった。視覚障害者にとって安全かつ快適な日常生活の確保と社会参加を推進するため、以下の事項について関係行政部局および民間事業者に積極的に働きかけていただきたい。
 - ①行政から発送されるすべての郵便物に点字または触知サインを表記すること。
 - ②視覚障害者に対する安全な歩行環境を確保するため、誘導ブロックの破損個所の点検・修理、音響式信号機やエスコートゾーンの設置、弱視者にとって見やすい表示等を一層推進すること。
 - ③視覚障害者が単独でも容易にバスを利用できるよう、バス停の位置を示す誘導ブロックの敷設や弱視者にも見やすい時刻表示・車外スピーカーによる行き先案内等を行うこと。
 - ④市内の金融機関および保険会社に対し、全ての書類に社員による代読・代筆を認めること。
- 3 災害が頻発しているが、視覚障害者が災害時に取り残されないよう、以下の事項について積極的な災害対策を講じていただきたい。
 - ①視覚障害者にとってハザードマップの確認は困難であり、避難経路についても実際に移動しての確認が必要である。視覚障害者を交えたより実

実践的な地域防災訓練の機会を設けること。

- ②地域における個別支援計画の策定がなかなか進まない中で、防災と福祉という行政の枠組みを超えて、未策定の地域に対して積極的に計画策定を働きかけること。
 - ③福祉避難所においては障害別の補装具や日常生活用具の備蓄を進めること。
- 4 視覚障害者の外出や社会参加活動を支える最も重要な同行援護事業に関し、以下の事項について一層の改善・充実を図っていただきたい。
- ①近年、採算性を疑問視する事業所の撤退が相次ぎ、利用契約を結べない事態が発生している。引き続き国に対して報酬単価の引き上げを働き掛けると共に、従業者の確保に努めること。
 - ②代筆・代読を含めた従業者の質の確保に努めると共に、資格取得に対する支援を検討すること。
 - ③すべての医療機関において院内介助が必要な視覚障害者に対して同行援護が利用できるよう、要件の緩和を図ること。
- 5 日常生活用具給付事業に関し、以下の事項について改善・検討していただきたい。
- ①他県の実情を調査し、時代の要請や個々の視覚障害者のニーズに合致したものとなるよう、給付品目や給付要件の改善を図ること。
 - ②給付要件から「盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯」との制限を削除すること。
- 6 視覚障害者にとってコロナ下における自宅療養は音声式のパルスオキシメーターが開発されていないこと・ヘルパーによる支援が受けにくいことなど、極めて困難である。新たな感染症の流行に備えて、視覚障害者のみの世帯が優先的に入院治療を受けられるよう、特段の配慮をしていただきたい。

- 7 視覚障害者は他の障害者に比べて高齢化・重度化が顕著で一人暮らしの世帯も多く、各種の申請手続きや配達された郵便物の処理が大きな課題となっている。視覚障害者に対する自宅での代筆・代読を地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」に位置付けて先駆的に実施するとともに、従業者の養成に努めていただきたい。
- 8 中途視覚障害者は歩行訓練等の自立生活訓練を受けても知らない場所へ一人で行くことは困難である。同行援護サービスとタクシー利用の併用によって安定的な生活と社会参加が可能となっている。市内ではヘルパーが充足されていない現状もあり、タクシー利用券の突然の半減は視覚障害者の安定的な生活に極めて大きな影響を与えている。真に必要な人に十分なタクシー利用券が給付されるよう、早急に福祉タクシー事業の改善を図っていただきたい。また、改善されるまでの間の激変緩和措置として、公共交通機関の不便な地域に居住する重度障害者や頻回の通院等、追加給付要件の柔軟な運用に努めていただきたい。
- 9 障害者総合支援法による就労支援の強化策によって障害者の就業率は大幅に高まっているが、視覚障害者は横ばい状態である。視覚障害者の就労の機会を広げるために、重度障害者等就労支援特別事業の実施と利用者ニーズに合った制度運用を検討していただきたい。
- 10 高齢視覚障害者の生きがいづくりの場、および視覚障害者に配慮した老後の住まいの場(グループホームや介護施設等)の確保に努めていただきたい。

以上